**規則等の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| １　例規の名称 | 静岡市市民カードの交付等に関する規則 |
| ２　制定改廃の別 | 廃止 |
| ３　制定改廃の理由 | 機械の老朽化、現行機器メーカーの事業撤退に伴い自動交付機を廃止することとなり、市民カードの用途が無くなるため、静岡市市民カードの交付等に関する規則を廃止する必要がある。 |
| ４　施行期日 | 令和２年２月22日 |
| ５　制定改廃の概要 | （１）静岡市市民カードの交付等に関する規則を廃止することとした。  （２）静岡市印鑑条例施行規則第10条（市民カードとの兼用）について削ることとした。  （３）この規則は、自動交付機機器賃借期間の終了する日の翌日から施行することとした。 |
| ６　関係する法令･条例等 | （１）静岡市印鑑条例（平成15年４月１日静岡市条例第106号）  （２）静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（平成27年12月15日静岡市条例第120号）  （３）静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（令和元年７月９日静岡市条例第10号）  （４）静岡市印鑑条例施行規則（平成15年４月１日静岡市規則第66号）  （５）静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年７月12日静岡市規則第７号） |